

二川中学校

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日（改定）

令和5年4月1日

令和５年度 豊橋市立二川中学校いじめ防止基本方針

１ いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為であることを改めて共通理解し、これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはいない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめの定義 いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）より

第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

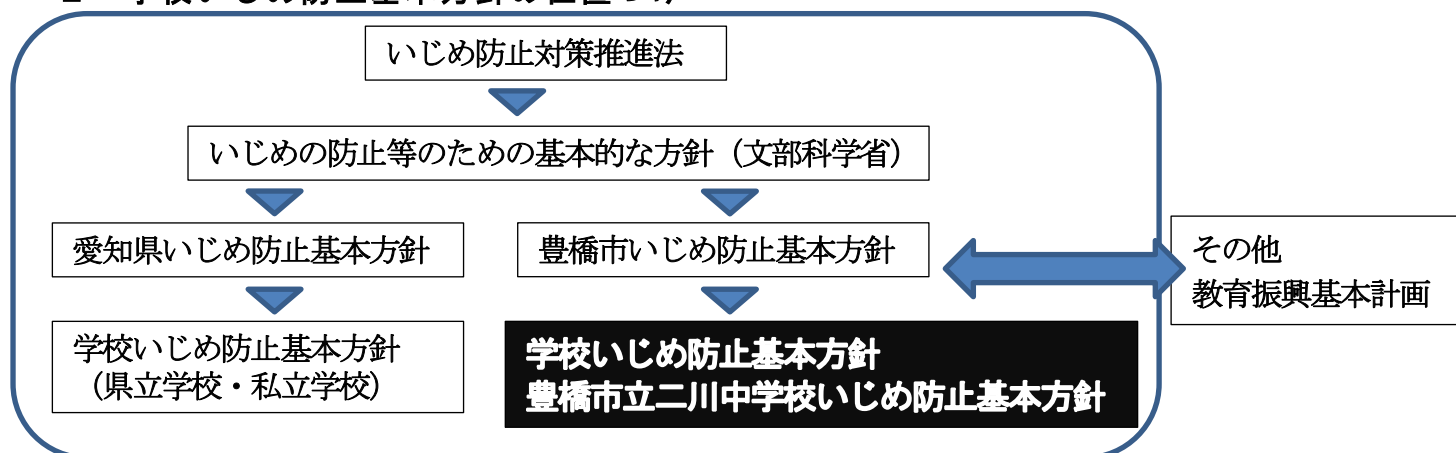
※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を丁寧に行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに当たるか否かを判断するものとする。

※インターネットやその他で、被害児童生徒が被害の有無に気づいていない場合も、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要である。

※いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合についても、事案を第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

※インターネット上のいじめについて、インターネット上で一度拡散した画像や動画は消去することが極めて困難となる。一つの行為が、被害者だけでなく、学校、家庭、地域社会に多大な影響を及ぼす可能性がある。学校の設置者や学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う必要がある。

２ 学校いじめ防止基本方針の位置づけ



3 いじめ防止対策組織

本校は第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を組織する。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。いじめを認知した教員は、学年団の教育相談係に伝え、具体的な行動方針を検討する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、該当学級担任（状況によって該当部活動顧問や教科担任等）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員で構成する。

（１）「いじめ防止対策委員会」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談、hyper-QUの結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。いじめと認知した案件については、全職員で情報共有を図り、共通理解のもと生徒の指導・支援を行う。

③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

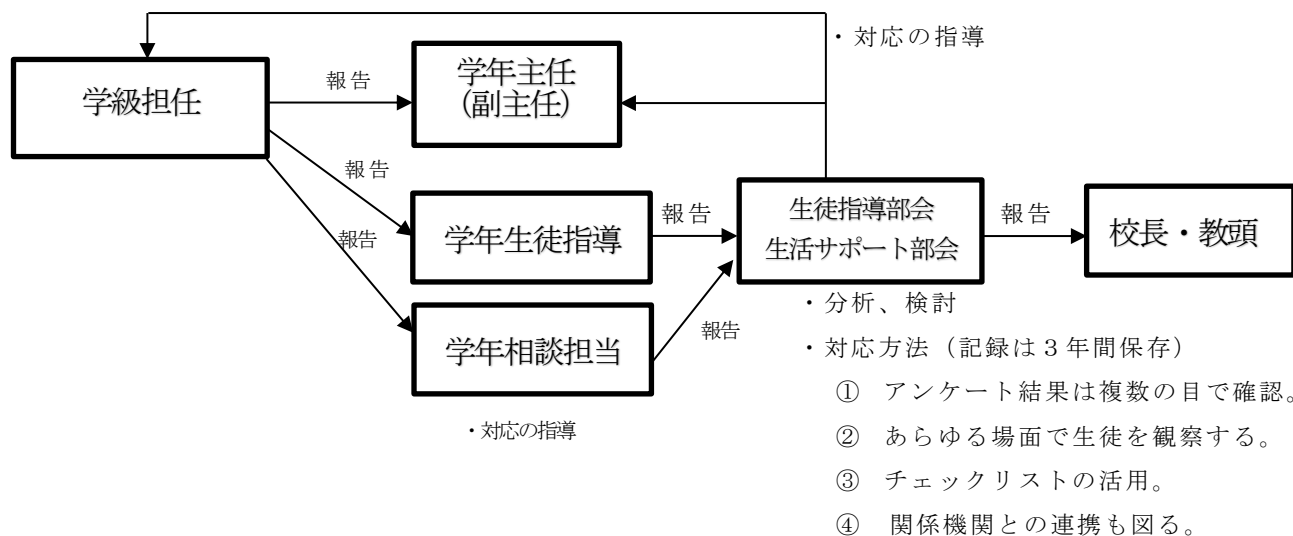
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ・いじめ防止対策委員会の役割について、生徒、保護者、関係機関等に説明をする。
- ・アンケートなどを通して、生徒がいじめ防止対策委員会の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取り組みの改善につなげる。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

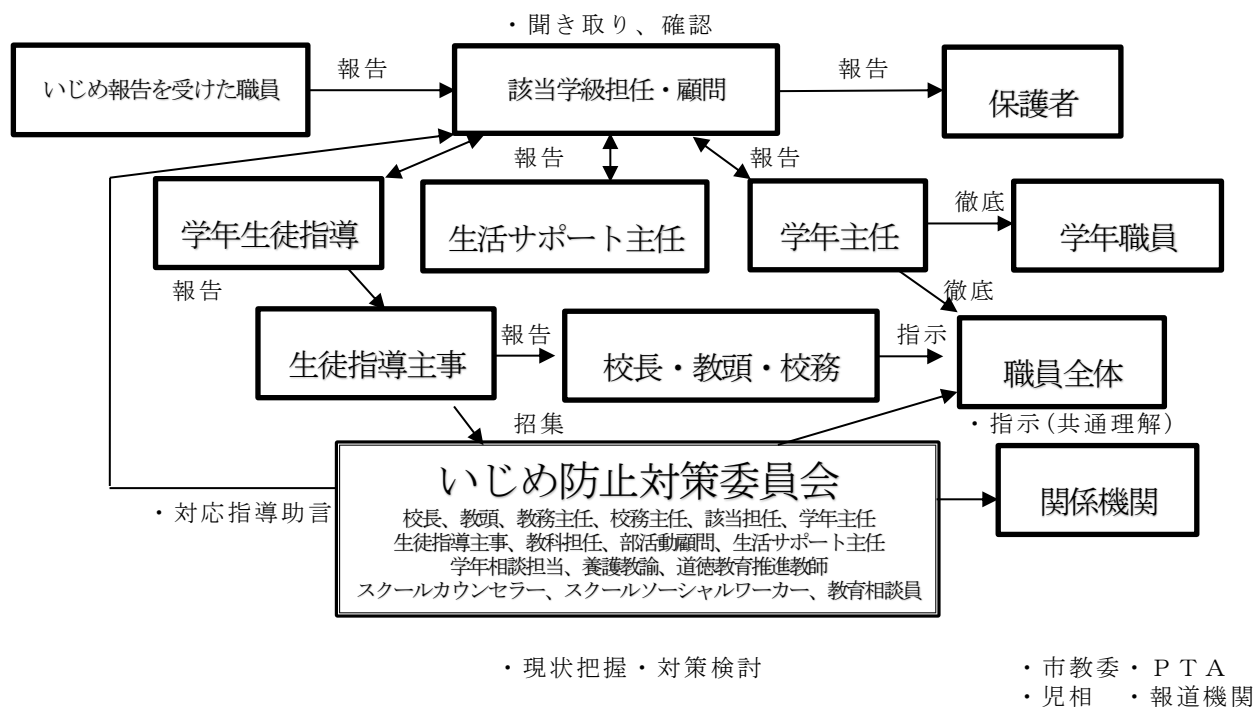
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめを発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解したうえで対処する。
- ・事案への対応については、いじめ防止対策委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断するためには、少なくとも3か月程度は継続して指導・支援を行う。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 本校におけるいじめ早期発見・対応図

◇平常時（いじめに関するアンケート・面接結果等の処理について）



◇いじめ報告があった場合



・対応方法（記録は5年間保存）

- ① 被害生徒を守り、必要に応じて学級指導、学年指導を行う。
- ② 被害生徒宅へ複数名で家庭訪問。指導内容や学校の様子を伝える。
- ③ 加害生徒宅へ複数名で家庭訪問。指導内容や学校の様子を伝える。
- ④ 被害生徒への継続的聞き取りと、加害生徒への永続的指導。

※組織として対応する。

※緊急性の高いものはこの限りではない。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針、文部科学省策定「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、豊橋市教育委員会策定の「豊橋市いじめ防止基本方針」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) 基本理念

「いじめをしない・させない・見逃さない」

(2) いじめの未然防止の取り組み

- ① 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 自分たちの生活をよりよくするための意識を高めるような自治的諸活動（生徒会活動等）を計画的に進める。
- ④ 教育活動全体を通して、道德教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤ ~~「いじめを生まない、許さない学級をめざして」をテーマに学級で漢字一字を決め、集団としていじめ未然防止の精神を育む。~~
- ⑥ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑦ 「性的マイノリティー」とされる生徒は、自身の状態を秘匿していることが多いことを踏まえ、指導する教師が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別にかかわる冗談やからかいを慎む。
- ⑧ 教職員をはじめとする大人は、自身の行動や言動が、生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識し、いじめを助長させない行動をする。

(3) いじめの早期発見の取り組み

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的実施（月1回程度）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 年2回行う hyper-QU の結果をもとに、生徒の人間関係や特性、学級集団の特性を把握し、いじめの予防や早期発見に努め、必要な支援を検討する。
- ③ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ④ 生徒指導部会を週1回で開催し、各学年の情報交換・共通理解・周知徹底を図る。
- ⑤ 生活サポート部会を月1回で開催し、各学年の情報交換・共通理解・支援方法の検討を行う。
- ⑥ 校内相談室を活用し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑦ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(4) 適切かつ迅速な対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 被害生徒、加害生徒とともに、家庭への連絡を行う。また、被害生徒には今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告する。
- ⑤ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑥ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携する。

5 重大事態への対応

「いじめによる重大事態」とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第二十八条第一項）をいい、以下のような場合が考えられる。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況を十分把握したうえで判断する。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【いじめにより重大事態への対処に関するフロー図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、【重大事態発生時の調査対応図（学校が調査主体）】に基づき、「二川中学校いじめ防止対策委員会」を招集する。また、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。また、その経過を全職員で共有する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

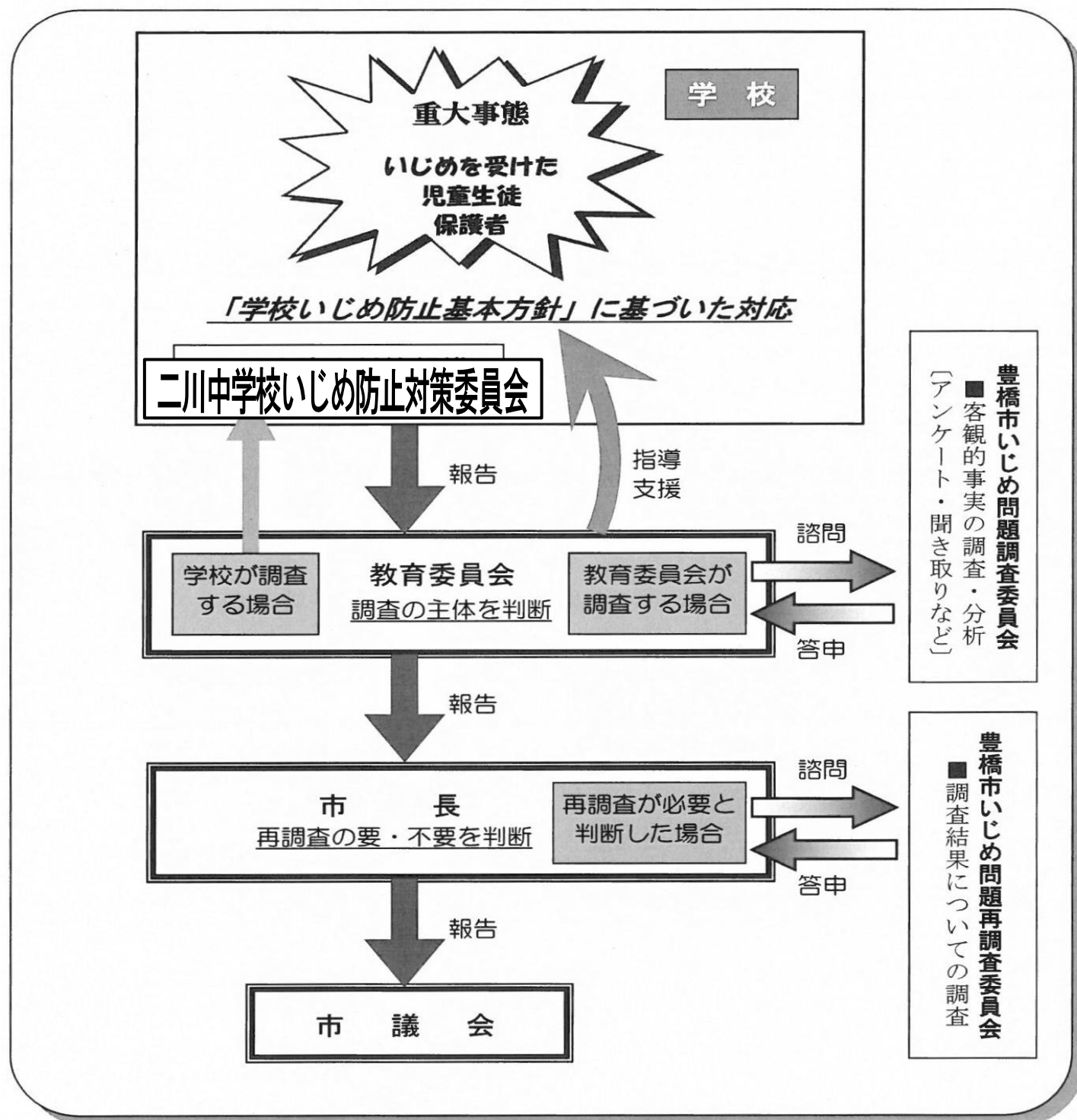
6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(Plan→Do→Check→Action)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初にホームページやPTA総会等で保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【いじめにより重大事態への対処に関するフロー図（全体図）】



参考文献

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針 文部科学省 平成25年10月
- ・いじめの防止等のための基本的な方針＜改定＞ 文部科学省 平成29年3月
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月
- ・豊橋市いじめ防止基本方針 豊橋市 平成29年4月
- ・子どもの自殺予防マニュアル 豊橋市教育委員会 平成25年
- ・いじめに備える基礎知識 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 平成27年7月
- ・生徒指導提要改訂版 令和4年12月

7 年間指導計画

月	学校行事	指導内容	いじめ不登校対策
4	入学式 1学期始業式 二中オリエンテーション	・生活のきまりについて ・学級づくりについて ・授業規律について	○小中情報交換（随時） ○生活サポート委員会 ○生活アンケート①
5	体育祭 中間テスト 修学旅行（3年）	・行事を通した学級づくりについて ・学習計画の立て方について	○小中情報交換会 ○生活サポート委員会 ○面談週間 ○生活アンケート②
6	修学旅行（3年） 学校公開日 勤労体験学習 豊橋・学校いのちの日 期末テスト	・マナーを守る交通安全について ・命の尊さについて	○面談週間 ○生活サポート委員会 ○hyper-QU①
7	市総体 1学期終業式	・大会への参加について ・夏季休業中の過ごし方について	○生活サポート委員会
8	保護者会	・部活動新体制づくりについて	○保護者との情報交換 ○hyper-QUの活用
9	2学期始業式 文化体験学習（2年） 新人体育大会 吹奏楽祭	・生活のきまりについて ・部活動新体制づくりについて ・大会への参加について	○学校評価Ⅰ ○生活サポート委員会 ○生活アンケート③
10	合唱コンクール 市・東三河駅伝大会 中間テスト 野外活動（1年）	・行事を通した学級づくりについて	○生活サポート委員会 ○面談週間
11	期末テスト	・学習環境づくりについて	○生活サポート委員会 ○生活アンケート④ ○面談週間
12	保護者会 学校公開日 勤労体験学習 2学期終業式	・冬季休業中の過ごし方について ・奉仕活動について	○生活サポート委員会 ○保護者との情報交換 ○hyper-QU②
1	3学期始業式 実力テスト	・生活のきまりについて ・学習環境づくりについて	○生活サポート委員会 ○生活アンケート⑤ ○面談週間
2	新入生説明会 学年末テスト（1・2年） 3年生を送る会	・年度の振り返りについて ・次年度に向けた心構えについて	○生活サポート委員会 ○教育相談 ○面談週間（1・2年）
3	卒業証書授与式 修了式	・年度のまとめについて ・次年度に向けた心構えについて	○生活サポート委員会 ○次年度の計画 （基本方針の見直し） ○小中情報交換会

8 いじめ早期発見のチェックリスト

<朝>

- () 遅刻・欠席や始業時間ぎりぎりの登校が増える。
- () 表情が暗く、うつむきがちになる。
- () 挨拶の声かけに対してははっきりと反応しない。周囲から挨拶されない。

<授業等>

- () 持ち物がなくなったり、持ち物に落書きされたりする。
- () 忘れ物が多くなる。
- () 体調不良を訴えたり保健室へ行きたがったりする。
- () グループ分けの時に孤立しがちになる。
- () その子が指名されたり発言したりすると周囲がざわつく。
- () 学習に対する意欲がなくなっている。
- () 授業と関係ない話題を出したり、ふざけた発言をしたりする。
- () 元気のなく、小さな声でしか発言ができない。
- () 授業に活気がなく、教科の内容以外でしか活気が出ない。

<放課等>

- () 机・椅子、ロッカー内の荷物が散乱している。
- () 机・椅子が移動させられている。
- () 何をするでもなく廊下や階段を歩いていたり、用もないのに職員室・保健室に顔を出したりして、教員のそばにおろうとする。
- () 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる。
- () 特定の子どもの気を遣うそぶりが見られる。
- () 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている。
- () 掲示物にいたずらされたりその子のことが黒板に落書きされたりする。
- () 教師が突然教室に行くと、話し声が急になくなったり、変な匂いなどがしたりする。

<給食・掃除等>

- () その子が配膳すると、周りが嫌がる。
- () 班を作って会食する時、その子の机と自分の机をつけたがらない。
- () 給食の盛りつけられ方が不自然（極端に多い・少ない）
- () 給食中も周囲の会話に入ろうとしない。
- () その子の机・椅子を運ぼうとしない。
- () 他の子どもから離れて一人で掃除している。
- () みんなが嫌がる仕事をいつもしている。

<その他>

- () 先生と視線を合わさない。
- () ストレスを抱えていて、カッターなど危険な物を持ち歩くようになる。
- () あからさまに教員のご機嫌を伺うようになる。
- () 教員によって態度を変える様子が見られる。
- () 教室に、紙飛行機や、小さな手紙や、消しゴムのカスなどが目に付くようになる。
- () 威圧的な教師や暴言的な生徒が、教室に増えてきた。
- () 朝から帰りの会まで、教師の小言や、注意する機会が増えてきた。（一日一褒め以上○）